

2025 年度補正予算に対する緊急要望

1、物価高騰対策及び生活支援について

- ① 年度内に、低所得世帯への現金給付事業を追加給付すること。また、給付対象を課税世帯の非課税者にも拡大すること。
- ② 高騰する家賃へ財政支援を行うこと。
- ③ 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の各保険料の減免対象を広げること。
- ④ 物価高騰対策として、生活保護の法外援護を増額すること(家賃扶助、生計費など)。

2、気候変動対策について

- ① 民間住宅の断熱化を進めるため助成を行うこと。
- ② 体育学習発表会、夏の行事等屋外で活動する際の日除けテントの各学校の配置状況を調査し、必要数を配置すること。
- ③ 区エアコン設置助成の対象を拡充すること。

3、医療・介護について

- ① 国民健康保険加入世帯全員に資格確認書を送付すること。
- ② 訪問介護事業所に対し、財政支援を含め必要な支援をすること。
- ③ 医療機関への財政支援を行うこと。

4、子育て・教育の充実について

- ① 区立学校における学用品を無償化すること。
- ② 志村小・志村第4中の小中一貫型学校の計画は中止すること。
- ③ 英語スピーキングテストの結果を高校入試に活用しないよう都に求めること。
- ④ あいキッズの「朝の居場所」「不登校児童生徒の居場所支援」など、あらたな事業を安全に実施できるよう必要な予算措置を行うこと。

5、災害対策について

- ① 避難所の備蓄品について、想定される避難者に対応できるよう拡充すること。
- ② 避難所の携帯トイレやプライバシーを守るためのテントを増やすこと。
- ③ 区が直接開設する福祉避難所にむけての計画をもつこと。
- ④ 避難所にペットと飼い主がともに過ごせる場所を確保すること。

6、行財政運営について

- ① 公契約条例の審議会に区内労働者委員を加え、区内事業者や委託事業者及び労働者から意見聴取を行うこと。また指定管理や委託先まで条例の対象とし、かつ労働報酬下限額を明記すること。
- ② 予算執行状況を把握し、剰余金の見通しを示すこと。また、基金への積み立てを優先しないこと。

7、平和について

- ① 自衛隊への個人情報の提供をやめること。
- ② 米トランプ大統領が、イラン核施設への攻撃を行い、そのうえ広島と長崎への原爆投下を正当化したことについて抗議すること。

2026 年度当初予算に対する重点要望

1、 行財政運営のあり方について

(1) 財政運営指針に関わって

- ① 基金への積み立て優先をやめること。
- ② 【原則新たな現金給付事業は行わない】とする方針を撤回し、給付事業を拡充すること。
- ③ 生活権を奪う差押えは行わないこと。
- ④ 公契約条例の制定にあたり、区内事業者や委託事業者から意見聴取を行うこと。また、対象を指定管理や委託先まで条例の対象とし、かつ労働報酬下限額を明記すること。

(2) 職員に関して

- ① 超過勤務の是正を大幅に進めるため、正規雇用による抜本的な増員を行うこと。
- ② 職員定数のあり方について、感染症や自然災害などの緊急事態の対応や特定事業主行動計画の目標達成を前提にすること。また、人材確保及び育成計画を策定すること。
- ③ 職員の恒常的超過勤務や長時間労働の解消、不払い残業をなくすこと。
- ④ 職場並びに管理職の配置について、男女均等となるよう是正すること。
- ⑤ 会計年度任用職員について、職の任用を見直し、特に、土木サービスセンター、スクールソーシャルワーカー、社会教育指導員、学校や保育園の栄養士等、常勤化している職については、正規化すること。また、賃金を引き上げること。
- ⑥ 障害者(知的・精神含む)雇用を推進するため、障害に対する理解促進のための研修の充実や各課の職員体制を達成させ、さらに区として引き上げること。

(3) ジェンダー平等の推進について

- ① 区として、パートナーシップ条例やファミリーシップ条例を制定すること。
- ② 政策決定部署への女性職員の配置を高めるため、目標を設定すること。また、男女平等推進課を、政策部門に配置すること。

(4) 公共施設のあり方及び再編整備について

- ① まちづくりありきでなく、地域需要にあった公共施設計画を再構築すること。
- ② 旧板橋区保健所跡地には、福祉事務所、男女平等推進センター、障がい者総合福祉センター機能、障がい者就労支援センター他、情報処理センターに配置されているものも含めて行政機能を優先

して配置すること。あわせて、グリーンホールも含めた各施設利用者へアンケート調査を行い計画に反映すること。

- ③ 旧板橋第4中学校跡地活用方針について、大原生涯学習センターやボランティアセンター、フレンドセンターなども含めて各施設利用者へアンケート調査や施設ごとの説明会を実施するなどし、利用者の意見を計画に反映すること。あわせて、大原生涯学習センター跡にも、集会施設などを設置し、利用者の活動場所を確保すること。
- ④ 3福祉事務所の窓口を5カ所に増やす方針をもつこと。
- ⑤ 上板橋健康福祉センターなど、老朽化した施設の対策を直ちに講じること。
- ⑥ 障害者のワンストップサービスを実現させる方針と計画を策定すること。

2、災害対策について

- ① 災害対策基金を発災前対策に活用できるようにすること。
- ② 避難所について、一人当たりスペースを 1.65 m²から 4 m²に段階的に引き上げる計画を策定し、必要な避難所を新たに増やすこと。また、すべての人が安心して避難できるよう環境を整えること。
- ③ 要配慮者に対する個別避難計画について、対象拡大及び策定スピードを上げること。
- ④ 在宅避難者用の物品の備蓄計画をつくること。
- ⑤ 福祉避難所の運営体制を強化すること。区独自の福祉避難所にむけ検討を行うこと。

3、平和都市宣言を活かす取り組みを

- ① 核兵器禁止条約発効の意義を踏まえ、核廃絶に向けた取り組みや平和事業を強化すること。
- ② 区の実施する事業における自衛隊との連携については見直すこと、また名簿の提供を止めること。
- ③ 中学生平和の旅事業について、派遣先を沖縄にも拡大すること。

4、区内事業者を支える産業支援を

- ① 物価高騰で厳しさを増している中小企業、小規模事業者の事業継続のために、給付金や家賃助成を行うこと。そのための予算を抜本的に拡充すること。
- ② 小規模事業者登録制度について、登録事業者を増やし、指定管理制度導入施設での活用等、受注の拡大を図ること。
- ③ 区内中小零細事業者支援及び育成のために、公共発注を増やすこと。また、入札方法についても総合評価方式の拡充や、区内事業者の規定を本店のみとするなど改善すること。

- ④ 消費税について、5%減税及び将来的な撤廃、経営困難な中小業者には納税免除を行うよう国に求めること。
- ⑤ インボイス制度を撤回するよう国に求めること。
- ⑥ 最低賃金を時給1700円以上に引き上げ、生活賃金を年収300万円以上とすること。あわせて中小企業への支援策をおこなうこと。

5、“地球沸騰”待ったなしの気候危機対策を

- ① 温室効果ガスの削減目標を、2030年までに2010年度比で50%とし、目標実現のための政策を打ち出すこと。
- ② 地球温暖化防止条例を制定すること。
- ③ 既存住宅及び中小零細企業に対し、再生可能エネルギーの活用や既存の建物の断熱化など省エネ化に対する助成を拡充すること。
- ④ 2027年末をもって蛍光灯の製造が終了することに伴い、家庭や中小事業所に対してLEDの購入助成を行うこと。また、LED化のために必要な工事に対して助成を行うこと。
- ⑤ 再生可能エネルギーの抜本的拡大を図るため、発電やエネルギーの地産地消に取り組む企業や自治体への支援を行うよう国に求めること。
- ⑥ 石炭・火力・原子力発電からの撤退及び原発の輸出をやめるよう国に求めること。
- ⑦ アスベスト飛散防止条例を制定し、アスベスト除去工事への助成制度を創設すること。

6、誰もが楽しめる、文化・スポーツ施策を

- ① 集会施設や文化施設及び体育施設の利用料金を引き下げること。
- ② 文化団体や個人への支援のため、公演の機会を増やすこと。また、公演に対する助成を行うこと。
- ③ 文化会館・グリーンホールの運営については、区としてノウハウや専門性を向上できるよう職員を育成すること。また、区民の文化活動の機会を保障すること。

7、人権まもる生活保障へ

(1) 生活保護利用世帯および低所得世帯への支援について

- ① 物価高騰対策として法外援護事業を実施すること。
- ② 土・日・祝日等の閉庁日でも対応できるよう、相談体制を強化すること。
- ③ 非課税等高齢者世帯エアコン購入費助成の対象者を、生活保護世帯などにも広げること。

(2) 障害児・者の福祉施策について

- ① 区立福祉園の民営化を行わないこと。また、福祉就労施設での工賃引き上げのための支援を強化すること。
- ② 放課後等デイサービスについて、職員配置や床面積等の施設基準を定め、運営事業者に対し必要な支援を実施すること。
- ③ 「障害者差別解消法」施行に伴い、区の施策全てにおいて、合理的配慮が実施されているか検証を行い、必要な改善を図ること。また区内事業者等にも周知徹底するなど、差別解消、障害者の人権を守る対策を図ること。
- ④ 旧保健所跡地に「板橋区障がい者支援センター」を増設すること。
- ⑤ 障がいのある人の居場所支援のための、交流室をつくること。
- ⑥ 区内に強度行動障がいのあるひとが入所できるグループホームを拡充すること。
- ⑦ 重度重複障がい者本人または主たる介護者が感染症罹患した場合に、相談できる窓口などを整備すること。

(3) 高齢福祉と介護保険について

- ① 居宅での家族介護に対し、家族介護手当などの支援策を実施すること。
- ② 介護保険料を引き下げること。また、利用料の軽減を拡充すること。あわせて、介護保険事業に対する国と東京都の支出割合を増額し、保険料の引き上げとしない対策を求めること。
- ③ 特別養護老人ホームの整備について、待機者ゼロを目指し、必要量に見合った計画に改めること。
- ④ 区独自に訪問系事業所への助成を行い、またヘルパー等職員の処遇改善をはかること。
- ⑤ ふれあい館をあらたに増やすこと。
- ⑥ 加齢性の高齢者の難聴に対する補聴器購入費助成の対象の拡大と助成額を引き上げること。

8、安心の医療、公衆衛生の充実を

- ① 国民健康保険料を引き上げないこと。また、子どもの均等割り保険料をなくすこと。
- ② 無料低額制度事業を実施する医療機関の設置を増やせるよう、区内医療機関に働きかけること。また、実施していることを広報すること。
- ③ 新型コロナやインフルエンザ等感染症への対応を迅速に行えるよう、保健師をふやし、保健所の職員をふやすこと。
- ④ 公衆浴場が経営を継続できるよう、一過性の支援に留まらず、継続した支援策を講じること。
- ⑤ 経営困難にある区内民間医療機関に対し、補助金などを含め支援を行うこと。

9、まちづくりについて

- ① 大山駅周辺のまちづくり・JR板橋駅西口・上板橋駅南口・高島平地域の再開発事業は、住民参加を貫き、住民合意のないまま進めないこと。また、説明責任を果たすこと。
- ② 区民の移動の権利を保障する観点から、区内バス路線の本数を削減しないために、区が支援を行うこと。また、コミュニティバスのルートや本数を増やすこと。

10、「住まいは人権」の立場にたった住宅政策へ

- ① 公営住宅の住戸を増やすこと。また、空き家や空き室を借り上げ、低廉な家賃で居住できるよう提供すること。
- ② 『板橋区営住宅再編整備基本方針』について、けやき苑廃止及び戸数を増やさない方針は撤回すること。
- ③ 民間賃貸住宅居住者への家賃助成を行うこと。
- ④ すべての区営住宅について、生活支援員を配置すること。

11、子どもの権利を保障する、子ども・子育て支援を

- ① 子どもの権利条約を踏まえ、板橋区として子どもの基本的権利を掲げた『板橋区子どもの権利条例』を制定すること。また、制定にあたっては子どもの意見を聞き反映すること。
- ② 区立保育園の民営化及び廃止方針を撤回すること。
- ③ 認可保育園だけでなく、認証保育所等の保育料についても歳児や所得に関わらず無償化すること。
- ④ 保育施設(家庭福祉員・ベビールームを含む)に対し、定員未充足分への補償を定員に達するまで行うこと。
- ⑤ あいキッズは、学童機能と全児童対策を分けて実施し、必要に応じて連携する運営に改めること。
- ⑥ あいキッズの「朝の居場所」「不登校児童生徒の居場所支援」など、あらたな事業を安全に実施できるよう必要な予算措置を行うこと。
- ⑦ 児童館は、児童厚生施設としてふさわしく0歳から18歳までのすべての児童・生徒を対象とし、施設の充実を図ること。また、子どもの声を反映させた運営を行うためにも、直営で運営し続けること。
- ⑧ 児童相談所を含む子ども家庭総合支援センターの体制について、正規職員をさらに増員すること
- ⑨ 国に対し、保育士配置基準の引き上げ及び保育職員の処遇改善を求めること。

12、主権者のための教育の充実について

- ① 学校教育にかかる保護者負担については、完全無償化をめざすこと。
- ② 教職員の超過勤務を解消することや負担を軽減し、子どもたちの教育環境改善のために 30 人学

級を実施し、区費で教職員の増員をはかること。

- ③ 不登校の児童・生徒について、当事者や保護者の意見・要望を聞き尊重すること。また、財政的な支援をすること。
- ④ 志村小・志四中の小中一貫校計画はやめ、志村小、志四中をそれぞれ現地で建て替えること。
- ⑤ 学校を廃校にしないこと。

以上